

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成28年 3 月 31 日

木 曜 日

号 外(16)

目 次

規 則

○富山県感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する規則

1

規 則

富山県感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成28年 3 月 31 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第34号

富山県感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する規則

富山県感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成11年富山県規則第32号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（検体の採取等）

第 2 条 法第16条の 3 第 1 項及び第44条の 7 第 1 項の規定による勧告は、検体提出（採取）勧告書（様式第 1 号）により行うものとする。

2 法第16条の 3 第 3 項及び第44条の 7 第 3 項の規定による措置は、検体採取措置書（様式第 2 号）により行うものとする。

第 3 条を削る。

第 4 条第 1 項中「（様式第 2 号）」を「（様式第 3 号）」に改め、同条第 2 項中「（様式第 3 号）」を「（様式第 4 号）」に改め、同条を第 3 条とする。

第5条第1項及び第2項を削り、同条第3項中「厚生センターの長」を「富山県厚生センター条例（平成14年富山県条例第2号）第1条に規定する厚生センターの長」に、「就業制限解除確認結果通知書（様式第6号）」を「別に定めるところ」に改め、同項を同条とし、同条を第4条とする。

第6条第1項中「（様式第7号）」を「（様式第5号）」に改め、同条第2項中「（様式第8号）」を「（様式第6号）」に改め、同条第3項中「（様式第9号）」を「（様式第7号）」に改め、同条第4項中「（様式第10号）」を「（様式第8号）」に改め、同条第5項中「（様式第11号）」を「（様式第9号）」に改め、同条を第5条とする。

第7条第1項及び第2項を削り、同条第3項中「確認結果通知書（様式第14号）」を「別に定めるところ」に改め、同項を同条とし、同条を第6条とする。

第14条を削る。

第13条中第1項を削り、第2項を第1項とし、同条第3項中「第1項の申請者」を「法第37条第1項の申請をした者」に、「入院医療費公費負担承認通知書（様式第27号）を送付する」を「別に定めるところにより通知する」に改め、同項を同条第2項とし、同条を第14条とする。

第12条第1項中「（様式第24号）」を「（様式第23号）」に改め、同条第2項を削り、同条を第13条とする。

第11条第2項を削り、同条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第8条第1項中「（様式第15号）」を「（様式第14号）」に改め、同条第2項中「（様式第16号）」を「（様式第15号）」に、「（様式第16号の2）」を「（様式第16号）」に改め、同条を第9条とする。

第6条の次に次の2条を加える。

（検体の収去等）

第7条 法第26条の3第1項の規定による命令は、検体等提出命令書（様式第10号）により行うものとする。

2 法第26条の3第3項の規定による措置は、検体等収去措置書（様式第11号）により行うものとする。

(検体の採取等)

第 8 条 法第26条の4第1項の規定による命令は、検体提出（採取）命令書（様式第12号）により行うものとする。

2 法第26条の4第3項の規定による措置は、検体採取措置書（様式第13号）により行うものとする。

第15条第1項を削り、同条第2項中「知事」を「法第42条第1項の申請を受けた厚生センター所長」に改め、「、前項の申請者に対し」を削り、「判定結果を」の次に「当該申請者に対し」を加え、「療養費公費負担承認（不承認）通知書（様式第34号）」を「別に定めるところ」に改め、同項を同条とする。

第16条中「（様式第35号）」を「（様式第24号）」に改める。

第17条中「（様式第36号）」を「（様式第25号）」に改める。

第18条を削る。

第19条中「（様式第38号）」を「（様式第26号）」に改め、同条を第18条とする。

第20条第1項中「第6条及び第7条」を「第5条及び第6条」に改め、同条第2項中「第8条から第12条まで」を「第7条から第13条まで」に改め、同条を第19条とする。

様式第1号を次のように改める。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

第 号
年 月 日

殿

富山県 厚生センター所長

検体提出 (採取) 勧告書

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第16条の3第1項及び第44条の7第1項の規定により、次のとおり検体を提出し、又は検体の採取に応じるよう勧告します。

感染症の名称		
対象者	住所	
	氏名	
勧告の理由		
提出又は採取 に応じる期限	年 月 日 () まで	

備考 この勧告に従わないときは、厚生センター所長が検体の採取の措置をとることがあります。

様式第 4 号を削る。

様式第 3 号中「(第 4 条関係)」を「(第 3 条関係)」に、「60日」を「3月」に改め、同様式を様式第 4 号とする。

様式第 2 号中「(第 4 条関係)」を「(第 3 条関係)」に改め、同様式を様式第 3 号とする。

様式第 1 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 2 号 (第 2 条関係)

第 号
年 月 日

殿

富山県 厚生センター所長

検体採取措置書

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第16条の3第3項及び第44条の7第3項の規定により、次のとおり検体を採取します。

感染症の名称		
措置対象者	住所	
	氏名	
措置の理由		
実施日時	年 月 日 午前・午後 時	
実施場所		
実施方法		

教示

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。
- この処分について不服があるときは、この処分（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができません。

様式第 5 号及び様式第 6 号を削る。

様式第 7 号中「(第 6 条、第 20 条関係)」を「(第 5 条、第 19 条関係)」に、

「年 月 日 () : ~ 年 月 日 () :」を

「年 月 日 () 午前・午後 時 分 ~ 年 月 日 () 午前・午後 時 分」に改め、同様式を
様式第 5 号とする。

様式第 8 号中「(第 6 条、第 20 条関係)」を「(第 5 条、第 19 条関係)」に、

「年 月 日 () : ~ 年 月 日 () :」を

「年 月 日 () 午前・午後 時 分 ~ 年 月 日 () 午前・午後 時 分」に、「60 日」を
「3 月」に改め、同様式を様式第 6 号とする。

様式第 9 号中「(第 6 条、第 20 条関係)」を「(第 5 条、第 19 条関係)」に改め、
同様式を様式第 7 号とする。

様式第 10 号中「(第 6 条、第 20 条関係)」を「(第 5 条、第 19 条関係)」に、
「60 日」を「3 月」に改め、同様式を様式第 8 号とする。

様式第 11 号中「(第 6 条、第 20 条関係)」を「(第 5 条、第 19 条関係)」に、
「60 日」を「3 月」に改め、同様式を様式第 9 号とし、同様式の次に次の 2 様式を
加える。

様式第10号（第7条、第19条関係）

第 号
年 月 日

殿

富山県 厚生センター所長

検体等提出命令書

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第26条の3第1項（同法第50条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり検体又は感染症の病原体を提出するよう命じます。

対象となる感染症	
対象となる検体又は病原体	
提出期限	年 月 日まで
提出方法	

教示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができません。

様式第11号（第7条、第19条関係）

第 号
年 月 日

殿

富山県 厚生センター所長

検体等収去措置書

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第26条の3第3項（同法第50条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり検体又は感染症の病原体を収去します。

対象となる感染症	
対象となる検体又は病原体	
収去日時	年 月 日 午前・午後 時

教示

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。
- この処分について不服があるときは、この処分（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができません。

様式第12号及び様式第13号を次のように改める。

様式第12号（第8条、第19条関係）

第 号
年 月 日

殿

富山県 厚生センター所長

検体提出（採取）命令書

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第26条の4第1項（同法第50条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり検体を提出し、又は検体の採取に応じるよう命じます。

対象となる感染症	
対象となる動物	
提出又は採取に応じる期限	年 月 日まで
提出又は採取の方法	

教示

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。
- この処分について不服があるときは、この処分（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができません。

様式第13号（第8条、第19条関係）

第 号
年 月 日

殿

富山県 厚生センター所長

検体採取措置書

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第26条の4第3項（同法第50条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり検体を採取します。

対象となる感染症	
対象となる動物	
実施日時	年 月 日 午前・午後 時
実施方法	

教示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができません。

様式第14号を削る。

様式第15号中「(第8条、第20条関係)」を「(第9条、第19条関係)」に、「60日」を「3月」に改め、同様式を様式第14号とする。

様式第16号中「(第8条、第20条関係)」を「(第9条、第19条関係)」に改め、同様式を様式第15号とする。

様式第16号の2中「(第8条、第20条関係)」を「(第9条、第19条関係)」に、「60日」を「3月」に改め、同様式を様式第16号とする。

様式第17号中「(第9条、第20条関係)」を「(第10条、第19条関係)」に、「60日」を「3月」に改める。

様式第18号中「(第9条、第20条関係)」を「(第10条、第19条関係)」に改める。

様式第18号の2中「(第9条、第20条関係)」を「(第10条、第19条関係)」に、「60日」を「3月」に改める。

様式第19号中「(第10条、第20条関係)」を「(第11条、第19条関係)」に、「60日」を「3月」に改める。

様式第20号中「(第10条、第20条関係)」を「(第11条、第19条関係)」に改める。

様式第21号中「(第10条、第20条関係)」を「(第11条、第19条関係)」に、「60日」を「3月」に改める。

様式第22号中「(第11条、第20条関係)」を「(第12条、第19条関係)」に、「60日」を「3月」に改める。

様式第23号を削る。

様式第24号中「(第12条、第20条関係)」を「(第13条、第19条関係)」に、「60日」を「3月」に改め、同様式を様式第23号とする。

様式第25号から様式第34号までを削り、様式第35号を様式第24号とし、様式第36号を様式第25号とする。

様式第37号を削る。

様式第38号中「(第19条関係)」を「(第18条関係)」に改め、同様式を様式第26号とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の富山県感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(健康課)